

## 大平発電所における一部附帯設備の届出不備の概要

今回判明した不適切な事案（2件）の事実関係は以下のとおり。

## （1）送風機取替工事における工事計画届出不備

- ・平成6年度 送風機の老朽化に伴い送風機8台の取替工事を実施
- ・この時、排気風量の不足を補うため、2台の排気用送風機の原動機出力を変更（15kW×2台 18.5 kW×2台）
- ・電気事業法旧第42条<sup>1</sup>に基づく工事計画を未届出

1 騒音規制法に規定される特定施設（送風機の場合、その原動機出力が7.5kW以上）に該当する電気工作物であって、同法の規定により指定される地域内に設置するものは、当時の電気事業法施行規則（別表第二）により、工事計画の事前届出が必要

## （2）送風機・空気圧縮機設置報告届出不備

- ・電気事業法旧第41条に基づく工事計画変更認可申請（昭和49年3月）時点では、騒音規制法の指定地域に未指定だったため、送風機・空気圧縮機の工事計画変更認可申請への記載は不要
- ・昭和51年4月の熊本県条例の変更により、騒音規制法の指定地域に指定された際、30日以内に電気関係報告規則旧第3条の2<sup>2</sup>に基づく報告届出が必要であったが、報告未実施

2 騒音規制法に規定される特定施設（送風機、空気圧縮機の場合、その原動機出力7.5kW以上）に該当する電気工作物を設置する発電所が、同法の規定により指定された地域となった場合、電気関係報告規則旧第3条の2の規定により、30日以内に届出が必要

（参考）大平発電所の送風機，空気圧縮機一覧

	原動機出力(kW)	台数
送風機 <sup>3</sup>	30.0(給気用)	2台
	18.5(排気用)	2台
	11.0(給気用)	2台
	3.7(給気用)	2台
	1.5(排気用)	1台
	計	9台
空気圧縮機 <sup>4</sup>	110	3台

3 発電所が地下にあるため、換気を目的として、外部からの空気を強制的に給気・排気し、循環させるためのもの

4 揚水始動時には、ポンプ水車を空転状態で始動させるため、高圧力の空気をポンプ水車内部に注入し、ポンプ水車周りの水面を押下げる。この水面を押下げるための高圧空気を作るためのもの

（注）網掛けは、特定施設（原動機出力が7.5kW）に該当